

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第30号

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則

新潟市行政組織規則（平成19年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第4条中「東京事務所」の次に「、明生園」を加える。

第5条財務部用地対策課の項中「用地企画室」を「用地第4係 用地企画室」に改める。

第6条観光・国際交流部国際課の項第5号中「姉妹都市」を「姉妹友好都市」に改め、同条こども未来部こども政策課の項第12号中「保育課」を「幼保運営課」に改め、同条こども未来部幼保運営課の項第5号中「の総括」を「並びに乳児等のための支援給付認定」に改め、同項第8号中「徴収の総括」を「徴収」に改め、同項第10号中「（区役所の所管するものを除く。）」を削り、同条財務部財務企画課の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 宝くじに関する事項

第6条財務部財務課の項第5号を削る。

第13条第1項の表福祉部障がい福祉課の項を削り、同表福祉部の項を次のように改める。

福祉部	明生園
	身体障がい者更生相談所
	知的障がい者更生相談所

第15条清掃事務所の項の次に次のように加える。

明生園

- (1) 障がい者の入浴、排せつ又は食事の介護の提供に関する事項
- (2) 障がい者の創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する事項

(3) 障がい者の日中一時支援の提供に関する事項

第15条の2第1項の表亀田清掃センターの項の次に次のように加える。

明生園	めいせいデイサポートセンター
-----	----------------

第15条の2第3項新津クリーンセンターの項及び赤塚処分地管理事務所の項を次のように改める。

赤塚処分地管理事務所

- (1) 処分地の管理運営に関する事項
- (2) 廃棄物処理費用に関する事項

新津クリーンセンター

- (1) 廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（環境部循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
- (2) 廃棄物処分費用に関する事項
- (3) 廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等に関する事項（環境部廃棄物対策課の所管するものを除く。）

めいせいデイサポートセンター

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス提供に関する事項

第18条第3項中「職員」の次に「（税制課、市民税課、資産税課及び納税課の職員を除く。）」を加える。

第24条第1項中「こども未来部保育課」を「こども未来部幼保支援課」に改める。

第27条第2項を次のように改める。

2 税務監は、部長を補佐して税制課、市民税課、資産税課及び納税課の事務を整理し、上司の命を受けて税制課、市民税課、資産税課及び納税課の職員を指揮監督するとともに、税務及び債権管理に関する重要事項の企画及び調整を行う。

第35条第1項中「及び新潟駅周辺整備事務所」を削り、同条第3項中「食肉衛生検査

所及び農業活性化研究センター」を「食肉衛生検査所、農業活性化研究センター、新潟駅周辺整備事務所、地域土木事務所及び地域下水道事務所」に改め、「及び新潟駅周辺整備事務所」を削る。

第45条の表部長及び局長の項中

「

中央卸売市場場長	次長	
新潟駅周辺整備事務所長	次長	

を

」

「

中央卸売市場場長	次長	
----------	----	--

に

」

改める。

第46条の表東京事務所の項を次のように改める。

東京事務所	所長	副所長	
	課長	最上席の職員	

第46条の表新潟駅周辺整備事務所の項を次のように改める。

新潟駅周辺整備事務所	所長	所長補佐	
------------	----	------	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。